

## 食品安全委員会（第 8 1 4 回会合）議事概要

日 時：令和 3 年 4 月 2 7 日（火） 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 8  
場 所：食品安全委員会大会議室  
出席者：佐藤委員長ほか 5 名出席  
動画配信：一般 6 名

（１）食品安全基本法第 2 4 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1 品目

*Bacillus subtilis* NT104 (pHYT2TD) 株を利用して生産された  $\alpha$ -  
グルコシルトランスフェラーゼ

→厚生労働省から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会で審議することとな  
った。

（２）農薬第二専門調査会における審議結果について

・「ベンタゾン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ  
いて

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る  
こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ  
の反映を農薬第二専門調査会に依頼することとなった。

（３）農薬第三専門調査会における審議結果について

・「フェナリモル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集につ  
いて

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入る  
こととし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案へ  
の反映を農薬第三専門調査会に依頼することとなった。

（４）農薬第四専門調査会における審議結果について

・「ホラムスルフロン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集  
について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

・「MCPA」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→副担当の佐藤委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬第四専門調査会に依頼することとなった。

（５）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

・「アルベンダゾールを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤（スポチール100）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（６）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「JPAN005株を利用して生産されたペクチナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→副担当の佐藤委員長及び事務局から説明

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（７）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・動物用医薬品「アルベンダゾール」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「アルベンダゾール及びアルベンダゾールスルホキシドのグループADIをアルベンダゾールとして0.01 mg/kg 体重/日とする。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知す

ることとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo004株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPAo005株を利用して生産されたキシラナーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について
- ・ 遺伝子組換え食品等「JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、

「『JPAo004 株を利用して生産されたキシラナーゼ』、『JPAo005株を利用して生産されたキシラナーゼ』、『JPBL004株を利用して生産されたホスホリパーゼ』及び『JPBL005株を利用して生産されたホスホリパーゼ』については、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

## （８）食品安全委員会の運営について（令和３年１月～令和３年３月）

→事務局から報告